

## 国立大学法人信州大学医学部附属病院治験審査委員会標準業務手順書 改訂対比表

頁数	該当箇所	改訂前（改定日：2019年4月1日）	改訂後（改定日：西暦2019年6月1日）	改訂理由
7	（治験審査委員会の運営）	<p>第5条 治験審査委員会委員長は、…できる。</p> <p>4 治験審査委員会は、…とする。</p> <p>(1) 委員の過半数の出席（最低でも5名以上）</p> <p>(2) 本手順書第3条第1項第7号及び第8号の委員のうち1名以上の出席</p> <p>(3) 本手順書第3条第1項第9号の委員のうち1名以上の出席</p>	<p>第5条 治験審査委員会委員長は、…できる。</p> <p>4 治験審査委員会は、…とする。</p> <p>(1) 委員の過半数の出席（最低でも5名以上）</p> <p>(2) 本手順書第3条第1項第6号及び第7号の委員のうち1名以上の出席</p> <p>(3) 本手順書第3条第1項第8号の委員のうち1名以上の出席</p>	誤記修正
12	附則	二	<p><u>附則</u></p> <p><u>この手順書は、西暦2019年6月1日から適用する。</u></p>	適用日の指定

下線部：変更点